
第四章

要介護高齢者の推計・介護サービスの 供給量の見込みと保険料

1. 要介護高齢者の推移と今後の見込み

(1) 第1号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み

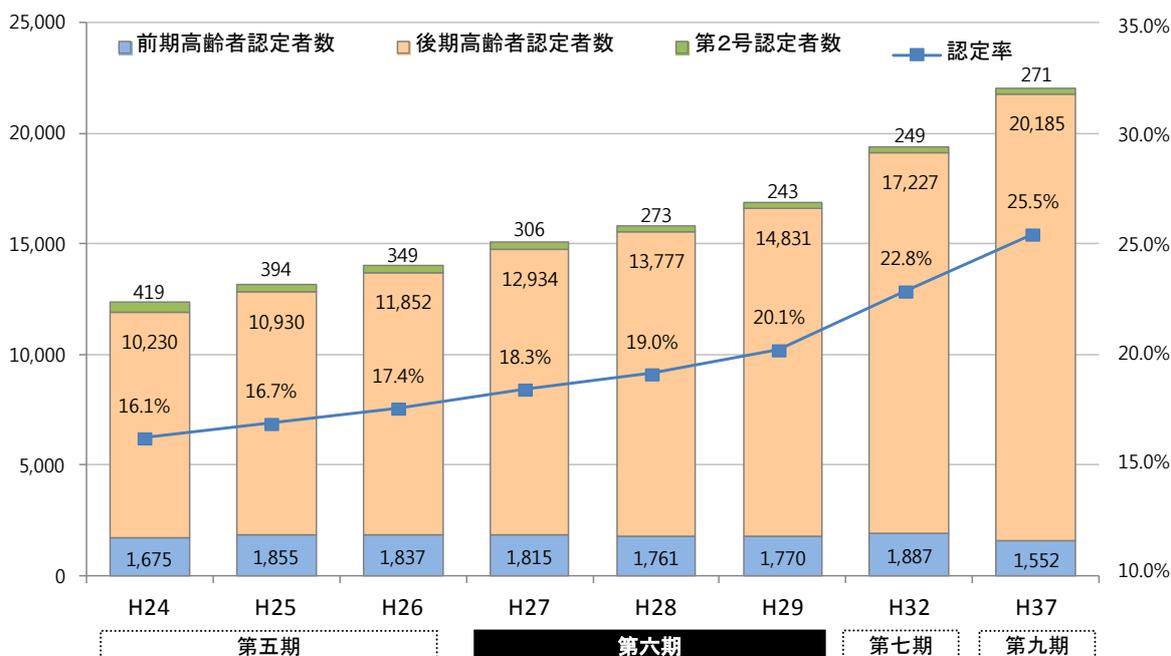
- 要介護認定者数は、住民基本台帳に登録をしている高齢者（区外からの住所地特例適用者を除く）に、住所地特例の適用者を加えた第1号被保険者数を基礎として推計を行いました。
- これまでの実績をふまえ、第六期および平成32、37年度については下表のとおり推計しました。29年度には後期高齢者（75歳以上）人口が前期高齢者（65～74歳）人口を上回り、それに合わせて認定率も急激な上昇が見込まれます。

■品川区の第1号被保険者数、第1号認定者数、認定率、第2号認定者数の推移と推計

(単位：人)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
第1号被保険者	74,079	76,403	78,478	80,516	81,698	82,489	83,714	85,394
前期高齢者	37,914	39,611	41,176	41,761	41,624	41,067	39,454	33,627
後期高齢者	36,165	36,792	37,302	38,755	40,074	41,422	44,260	51,767
第1号認定者数	11,905	12,785	13,689	14,749	15,538	16,601	19,114	21,737
(認定率)	16.1%	16.7%	17.4%	18.3%	19.0%	20.1%	22.8%	25.5%
前期高齢者	1,675	1,855	1,837	1,815	1,761	1,770	1,887	1,552
後期高齢者	10,230	10,930	11,852	12,934	13,777	14,831	17,227	20,185
第2号認定者数	419	394	349	306	273	243	249	271

*各年度9月末時点での集計または推計値



* 第1号被保険者数：区内65歳以上高齢者（区外からの住所地特例適用者を除く）と住所地特例適用者、外国人登録者を加えた品川区の被保険者の資格を有する者の数

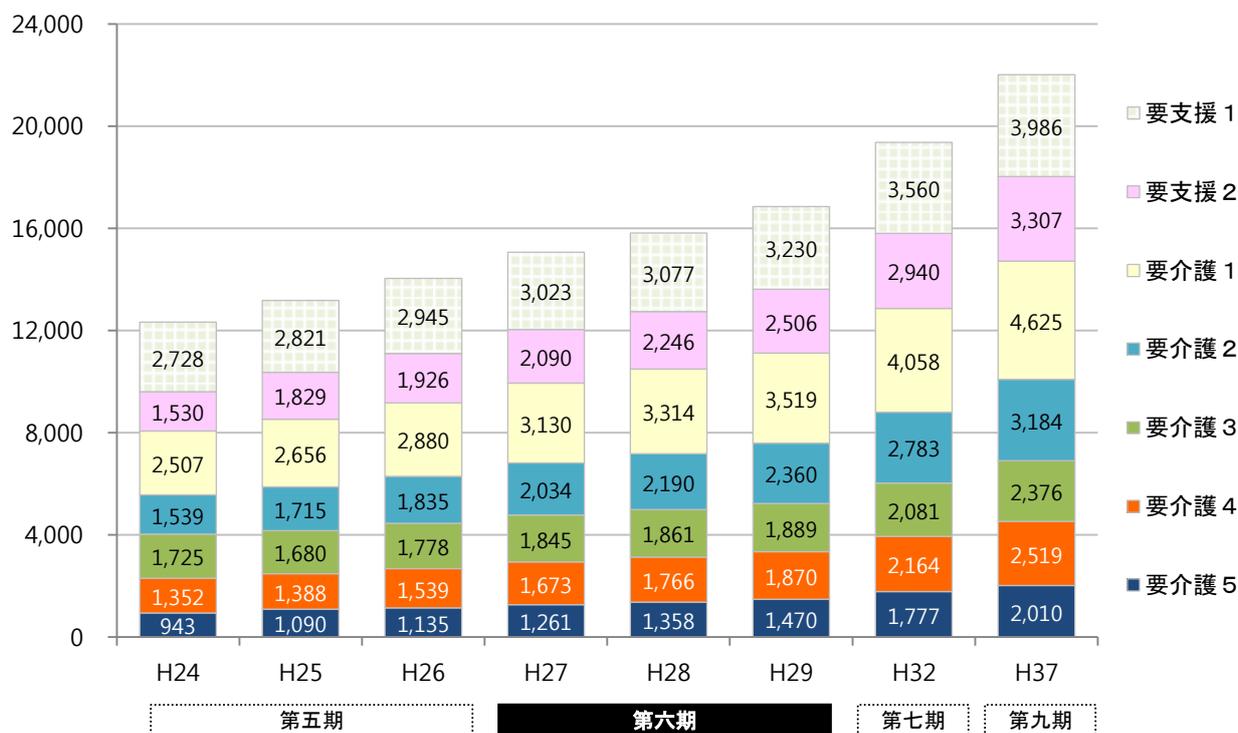
* 認定率 (%) = (要支援・要介護認定者数 ÷ 第1号被保険者数) × 100

■ 要介護度別認定者の推移と見込み

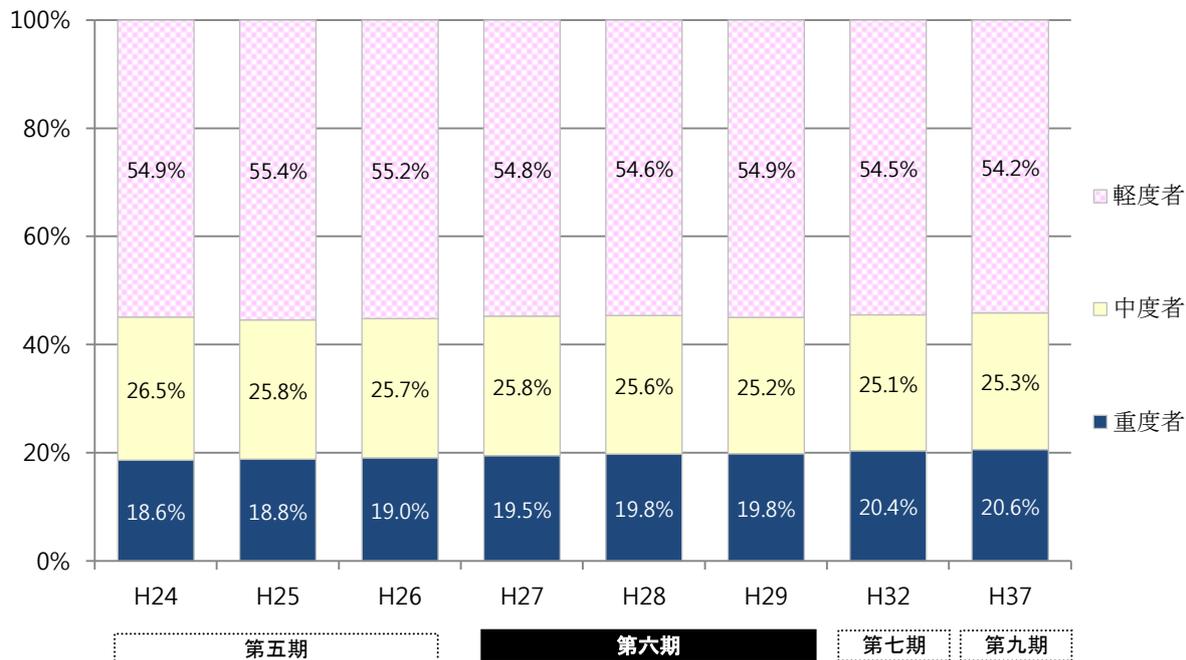
(単位：人)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計	12,324	13,179	14,038	15,055	15,812	16,844	19,362	22,008
要支援	4,258 34.6%	4,650 35.3%	4,871 34.7%	5,113 34.0%	5,324 33.7%	5,736 34.1%	6,500 33.6%	7,293 33.1%
要支援1	2,728 22.1%	2,821 21.4%	2,945 21.0%	3,023 20.1%	3,077 19.5%	3,230 19.2%	3,560 18.4%	3,986 18.1%
要支援2	1,530 12.4%	1,829 13.9%	1,926 13.7%	2,090 13.9%	2,246 14.2%	2,506 14.9%	2,940 15.2%	3,307 15.0%
要介護	8,066 65.4%	8,529 64.7%	9,167 65.3%	9,942 66.0%	10,488 66.3%	11,108 65.9%	12,863 66.4%	14,714 66.9%
要介護1	2,507 20.3%	2,656 20.2%	2,880 20.5%	3,130 20.8%	3,314 21.0%	3,519 20.9%	4,058 21.0%	4,625 21.0%
要介護2	1,539 12.5%	1,715 13.0%	1,835 13.1%	2,034 13.5%	2,190 13.8%	2,360 14.0%	2,783 14.4%	3,184 14.5%
要介護3	1,725 14.0%	1,680 12.7%	1,778 12.7%	1,845 12.3%	1,861 11.8%	1,889 11.2%	2,081 10.7%	2,376 10.8%
要介護4	1,352 11.0%	1,388 10.5%	1,539 11.0%	1,673 11.1%	1,766 11.2%	1,870 11.1%	2,164 11.2%	2,519 11.4%
要介護5	943 7.7%	1,090 8.3%	1,135 8.1%	1,261 8.4%	1,358 8.6%	1,470 8.7%	1,777 9.2%	2,010 9.1%

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。



■要介護認定者に見る重軽度の割合の推移と見込み



* 軽度者：要支援1・2、要介護1の合計 中度者：要介護2・3の合計 重度者：要介護4・5の合計
 * 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

(2) 居所別の要介護認定者数の推移と見込み

- 要介護認定申請時の状況を居所別推移で見ると、平成 26 年度では、在宅が 65.5%、介護保険 3 施設に特定施設等（ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム）を加えた施設入所（居）者は 20.2%、その他施設（医療保険病院の入院者等）が 14.2%となっています。
- 第六期においても在宅生活者の割合は 66%程度で安定的に推移していくものと見込んでいます。介護保険施設については、特別養護老人ホームの開設が予定されていることから微増を見込み、特定施設等については、これまでと同様の伸びを見込んでいます。
- 第七期以降については、地域包括ケアシステムの推進により、在宅の割合が増えていくと見込んでいます。相対的に施設の割合は減少を見込んでいますが、特定施設等については引き続き増加を見込んでいます。

■ 居所別の要介護度別認定者数の推移と見込み

(単位：人)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合 計	12,322 100.0%	13,180 100.0%	13,750 100.0%	15,055 100.0%	15,812 100.0%	16,844 100.0%	19,362 100.0%	22,008 100.0%
在 宅	8,137 66.0%	8,507 64.5%	9,012 65.5%	9,936 66.0%	10,436 66.0%	11,117 66.0%	12,973 67.0%	14,965 68.0%
施 設	1,462 11.9%	1,463 11.1%	1,434 10.4%	1,506 10.0%	1,613 10.2%	1,752 10.4%	1,859 9.6%	2,025 9.2%
特別養護 老人ホーム	720 5.8%	755 5.7%	738 5.4%	753 5.0%	822 5.2%	910 5.4%	968 5.0%	1,056 4.8%
介護老人 保健施設	587 4.8%	565 4.3%	560 4.1%	602 4.0%	632 4.0%	674 4.0%	736 3.8%	792 3.6%
療養病床	155 1.3%	143 1.1%	136 1.0%	151 1.0%	158 1.0%	168 1.0%	155 0.8%	176 0.8%
特定施設等	1,146 9.3%	1,215 9.2%	1,352 9.8%	1,506 10.0%	1,629 10.3%	1,785 10.6%	2,130 11.0%	2,531 11.5%
病院・ その他施設	1,577 12.8%	1,995 15.1%	1,952 14.2%	2,108 14.0%	2,135 13.5%	2,190 13.0%	2,401 12.4%	2,487 11.3%

* 特定施設等とは、ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム

* 病院・その他施設は、医療保険適用機関の入院者等

* 27 年度以降は、26 年度までの居宅ケアプラン作成実績件数やケアハウス・有料老人ホーム・グループホームの利用者増と施設サービスの整備供給量等をふまえた上での推計

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

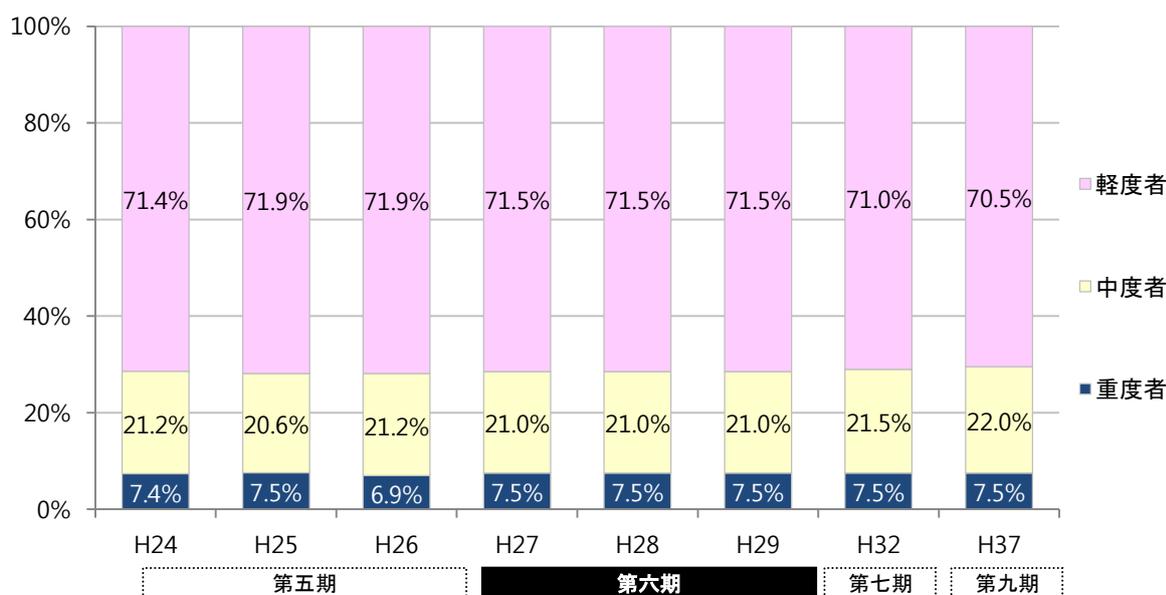
(3) 在宅の要介護度別認定者数の推移と見込み

(単位：人)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
A. 認定者総数 (B/A)	12,322 66.0%	13,180 64.5%	13,750 65.5%	15,055 66.0%	15,812 66.0%	16,844 66.0%	19,362 67.0%	22,008 68.0%
B. 在宅 認定者数	8,137 100.0%	8,507 100.0%	9,012 100.0%	9,936 100.0%	10,436 100.0%	11,117 100.0%	12,973 100.0%	14,965 100.0%
要支援	3,933 48.3%	4,187 49.2%	4,315 47.9%	4,769 48.0%	5,009 48.0%	5,336 48.0%	6,097 47.0%	6,884 46.0%
要支援1	2,572 31.6%	2,612 30.7%	2,659 29.5%	2,981 30.0%	3,131 30.0%	3,335 30.0%	3,827 29.5%	4,340 29.0%
要支援2	1,361 16.7%	1,575 18.5%	1,656 18.4%	1,789 18.0%	1,878 18.0%	2,001 18.0%	2,270 17.5%	2,544 17.0%
要介護	4,204 51.7%	4,320 50.8%	4,697 52.1%	5,167 52.0%	5,427 52.0%	5,781 52.0%	6,875 53.0%	8,081 54.0%
要介護1	1,880 23.1%	1,930 22.7%	2,162 24.0%	2,335 23.5%	2,452 23.5%	2,613 23.5%	3,113 24.0%	3,667 24.5%
要介護2	1,000 12.3%	1,048 12.3%	1,113 12.4%	1,242 12.5%	1,304 12.5%	1,390 12.5%	1,686 13.0%	2,020 13.5%
要介護3	724 8.9%	701 8.2%	797 8.8%	845 8.5%	887 8.5%	945 8.5%	1,103 8.5%	1,272 8.5%
要介護4	344 4.2%	358 4.2%	349 3.9%	437 4.4%	459 4.4%	489 4.4%	584 4.5%	673 4.5%
要介護5	256 3.1%	283 3.3%	276 3.1%	308 3.1%	324 3.1%	345 3.1%	389 3.0%	449 3.0%

* 居宅介護支援事業所または地域包括支援センターにて作成されたケアプランや予防プランに基づき、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などを利用している認定者。特定施設やグループホームの利用者は除く。
* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

■在宅の要介護認定者にみる重軽度の割合の推移と見込み



* 軽度者：要支援1、要支援2、要介護1の合計。中度者：要介護2、要介護3の合計。
* 重度者：要介護4、要介護5の合計。
* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

2. 介護サービス量の推移と今後の見込み

(1) 介護給付サービスの利用者数の推移と見込み一覧

- 各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などのほか、平成 27 年度介護報酬改定の影響を見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。
- 平成 24 年度から 26 年度は実績における月平均利用者数を示しています。
- 平成 27 年度以降については、これまでの実績をふまえ推計値を示しています。

■ 居宅サービスの推移と見込み

(単位：人/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護給付								
居宅介護支援	4,068	4,312	4,574	4,856	4,920	5,055	5,415	6,130
訪問介護	2,060	2,184	2,329	2,425	2,456	2,528	2,839	3,263
訪問入浴介護	315	292	280	267	253	212	232	252
訪問看護	1,077	1,119	1,246	1,336	1,363	1,417	1,601	1,880
訪問リハビリ	55	64	66	71	73	77	88	101
居宅療養管理指導	2,017	2,150	2,400	2,475	2,538	2,652	3,269	3,772
通所介護	2,195	2,352	2,504	2,619	2,289	2,366	2,608	2,932
通所リハビリ	243	264	268	282	285	291	338	394
短期入所生活介護	455	486	471	474	482	479	461	516
短期入所療養介護	53	52	51	56	58	64	68	76
特定施設入居者生活介護	1,069	1,120	1,231	1,281	1,368	1,453	1,754	1,988
福祉用具貸与	2,483	2,702	2,943	3,137	3,242	3,386	4,051	4,606
特定福祉用具販売	81	81	85	86	85	88	90	95
住宅改修	47	53	54	58	60	63	70	79
予防給付								
介護予防支援	2,639	2,805	2,992	1,250	1,296	1,391	1,542	1,680
介護予防訪問介護	1,278	1,267	1,279	59	(地域支援事業に移行)			
介護予防訪問入浴介護	4	3	3	3	2	2	2	3
介護予防訪問看護	213	245	265	269	283	299	409	459
介護予防訪問リハビリ	5	4	7	8	8	9	10	12
介護予防居宅療養管理指導	253	273	283	294	302	322	361	406
介護予防通所介護	1,404	1,517	1,640	369	(地域支援事業に移行)			
介護予防通所リハビリ	69	65	70	70	71	73	77	77
介護予防短期入所生活介護	32	32	30	27	24	21	22	25
介護予防短期入所療養介護	2	1	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	188	195	193	191	187	189	195	219
介護予防福祉用具貸与	676	821	953	1,044	1,101	1,182	1,311	1,428
特定介護予防特定福祉用具販売	40	34	30	30	29	27	37	42
介護予防住宅改修	34	36	34	35	36	38	42	47

■ 地域密着型サービスの推移と見込み

(単位：人/月)

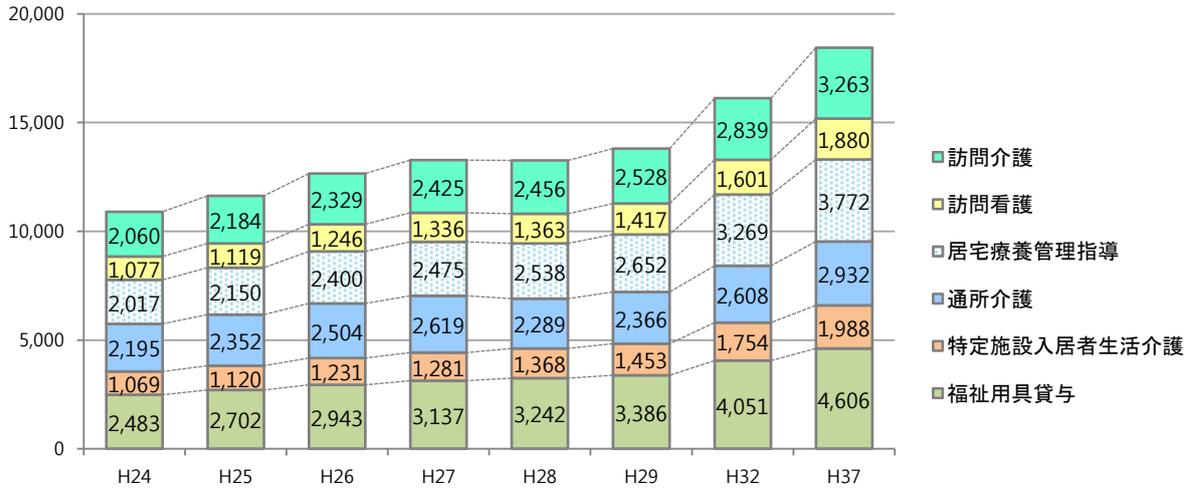
	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護給付								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	19	38	37	47	59	114	130
夜間対応型訪問介護	77	83	86	89	92	103	135	154
認知症対応型通所介護	277	284	299	301	303	302	320	365
小規模多機能型居宅介護	70	85	112	135	138	144	228	261
認知症高齢者グループホーム	130	135	160	220	238	255	286	337
地域密着型特定施設	48	48	50	59	59	59	70	81
地域密着型特養ホーム	0	0	0	29	29	29	34	38
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護					375	389	434	488
予防給付								
認知症対応型通所介護	4	8	12	12	17	23	30	34
小規模多機能型居宅介護	3	1	1	2	1	1	1	1
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 施設サービスの推移と見込み

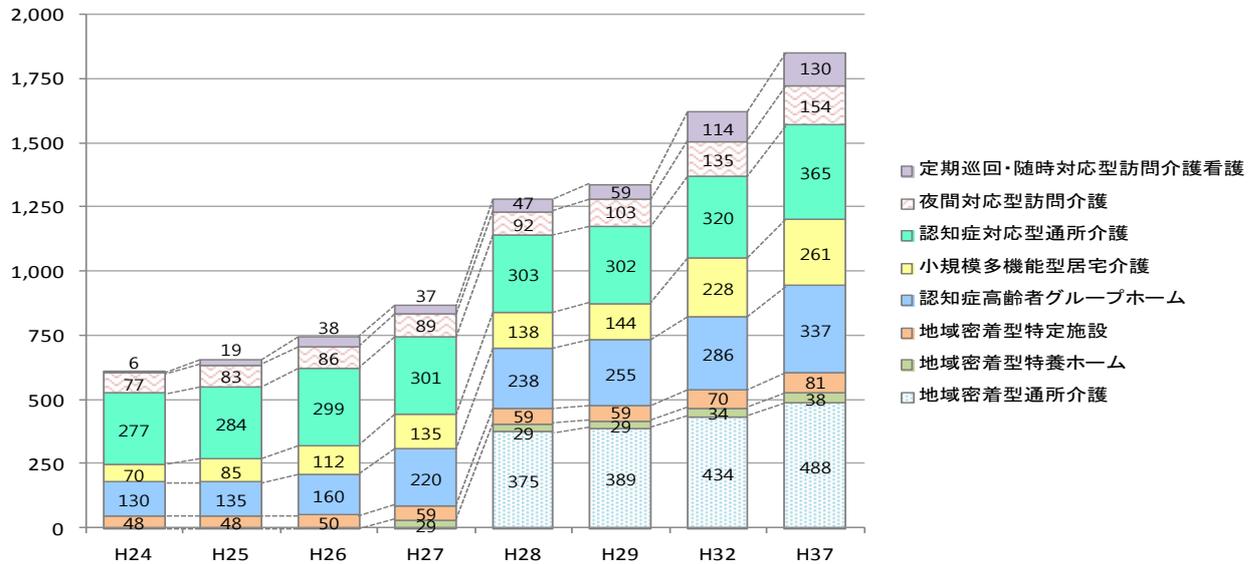
(単位：人/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
特別養護老人ホーム	936	961	964	1,020	1,163	1,241	1,437	1,644
介護老人保健施設	702	677	646	676	706	757	874	1,001
介護療養型医療施設	214	213	200	194	188	182	182	182

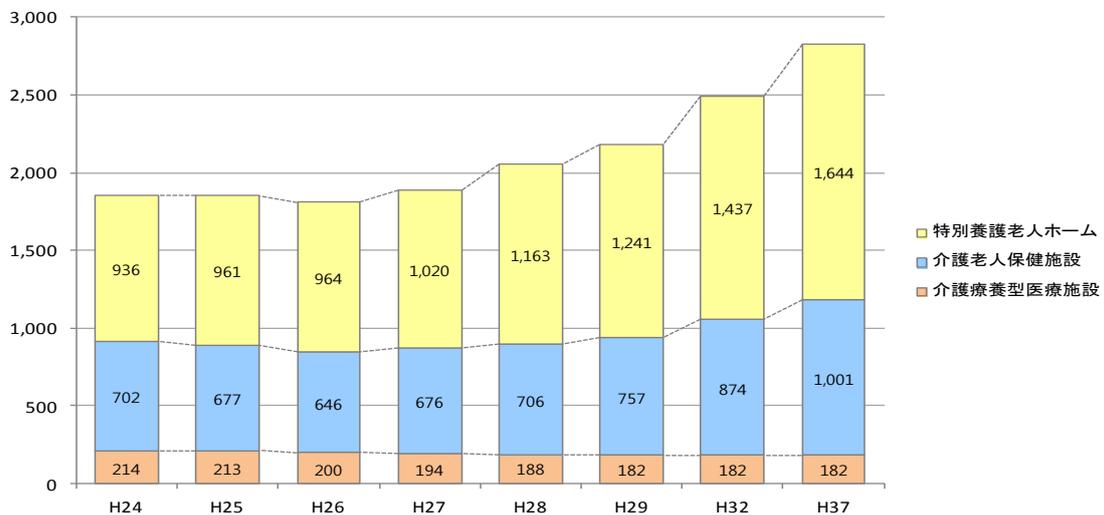
■ 主な居宅サービスの推移と見込み（介護給付）



■ 地域密着型サービスの推移と見込み（介護給付）



■ 施設サービスの推移と見込み



(2) 居宅サービス量の推移と見込み（サービス別）

1) 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメントおよび予防マネジメント）

- 区では、全 20 ヲ所の在宅介護支援センターを中心としてケアマネジメントを行う体制を整備し、今日まで在宅ケースの約 8 割のケアプラン・予防プランを作成し、ケアマネジメントの公平性・中立性を確保してきました。
- 平成 18 年度に創設された予防給付ケアマネジメントは、在宅介護支援センターに予防マネジメントの機能を付加した地域包括支援センターが行い、介護給付および予防給付に関する着実なケアマネジメントを実施しています。
- 要介護認定者数の増加等の要因から、ケアマネジメント件数は増加傾向にあり、在宅介護支援センターだけではなく、民間の居宅介護支援事業所とも区が協力して居宅介護支援を進めていく必要があります。
- 平成 27 年度から介護予防支援の一部が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、予防給付ケアマネジメントの件数は第五期より減少を見込みます。
- 一方、居宅介護支援については、引き続き在宅でのケアマネジメントの需要は増加が予想されており、利用増を見込みます。
- ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議を活用した医療分野との協力・連携を推進し、認知症高齢者の重度化防止に努めるとともに、重度化予防や適切なケアプラン作成に留意し、在宅介護支援システムを一層強化していきます。

■ 月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	6,707	7,117	7,566	6,106 (81)	6,216 (82)	6,446 (85)	6,957 (92)	7,810 (103)
予防マネジメント	2,639	2,805	2,992	1,250 (42)	1,296 (43)	1,391 (46)	1,542 (52)	1,680 (56)
介護マネジメント	4,068	4,312	4,574	4,856 (106)	4,920 (108)	5,055 (111)	5,415 (118)	6,130 (134)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

2) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

- 訪問介護は、在宅介護における基本的かつ中心的サービスであり、介護保険制度の開始当初から在宅介護支援センターに品川区ヘルパーステーションを併設することで、基盤整備を進めてきました。また、民間事業者とも円滑な連携を図っています。
- 平成27年度制度改正にともない、予防給付は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しますが、27年度は移行期間のため一部が予防給付に残ります。
- 市町村特別給付の活用と合わせ適切なケアマネジメントの強化により、在宅生活を支援するとともに、重度化防止の観点から一層の自立支援となる介護を目指します。

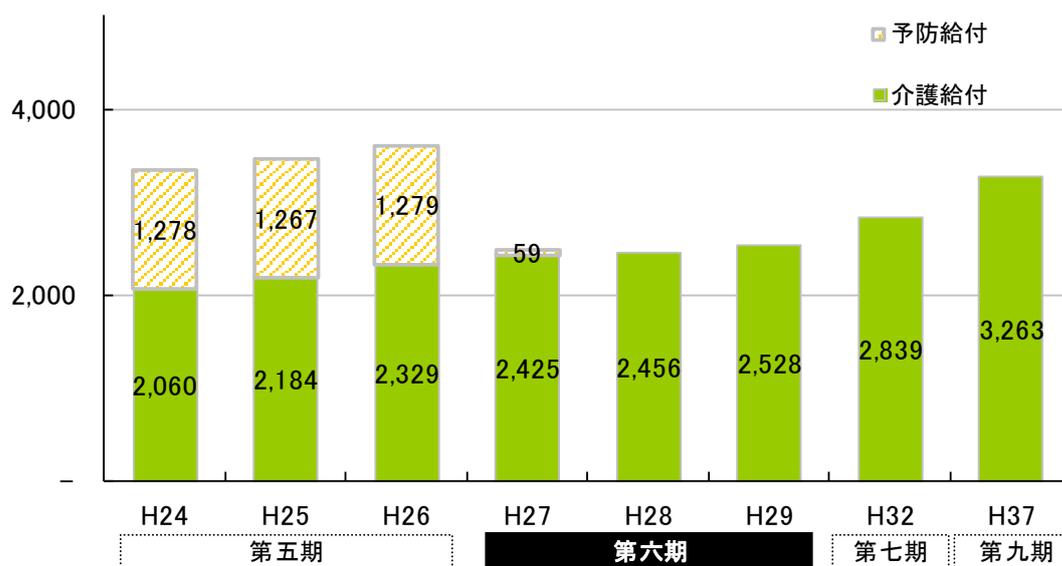
■ 月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	3,338	3,451	3,608	2,484 (69)	2,456 (68)	2,528 (70)	2,839 (79)	3,263 (90)
介護予防 訪問介護	1,278	1,267	1,279	59 (5)	(地域支援事業に移行)			
訪問介護	2,060	2,184	2,329	2,425 (104)	2,456 (105)	2,528 (109)	2,839 (122)	3,263 (140)

* ()はH26に対する指数

* 24～26年度の各数値は、各年度9月末時点での集計値



3) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 居宅介護の重度者を中心として一定の利用水準で推移していますが、微減傾向にあります。
- 在宅介護の重度化傾向に対応していくため重要なサービスですが、実績をふまえ、第六期については、介護給付は微減傾向、また、予防給付は第五期とほぼ同水準での推移を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	319	295	283	270 (95)	255 (90)	214 (76)	234 (83)	255 (90)
介護予防 訪問入浴介護	4	3	3	3 (100)	2 (67)	2 (67)	2 (67)	3 (100)
訪問入浴介護	315	292	280	267 (95)	253 (90)	212 (76)	232 (83)	252 (90)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

4) 訪問看護・介護予防訪問看護・ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 在宅療養を支援する訪問看護はサービスとして定着し、医師会立訪問看護ステーションをはじめとした一定のサービス提供基盤が整備され、サービス量も増加しています。
- 訪問看護サービスは、重度化を予防するとともに、医療的な処置を必要とする要介護者の増加に対し、今後も在宅生活を支える重要な在宅サービスの一つで利用増が見込まれます。
- 訪問リハビリテーションは医療機関のみが提供する利用者宅におけるリハビリテーションで、サービス量はほぼ安定して推移しています。
- 訪問リハビリテーションは、訪問看護と同様に重度化を予防し、今後も在宅生活を支える貴重な在宅サービスの一つです。これまでの実績推移をふまえ介護給付、予防給付ともに一定の利用増を見込みます。

■訪問看護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	1,290	1,364	1,511	1,605 (106)	1,646 (109)	1,716 (114)	2,010 (133)	2,339 (155)
介護予防 訪問看護	213	245	265	269 (102)	283 (107)	299 (113)	409 (154)	459 (173)
訪問看護	1,077	1,119	1,246	1,336 (107)	1,363 (109)	1,417 (114)	1,601 (128)	1,880 (151)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

■訪問リハビリテーションの月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	60	68	73	79 (108)	81 (111)	86 (118)	98 (134)	113 (155)
介護予防 訪問リハビリ	5	4	7	8 (114)	8 (114)	9 (129)	10 (143)	12 (171)
訪問リハビリ	55	64	66	71 (108)	73 (111)	77 (117)	88 (133)	101 (153)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

5) 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

- 区内に所在する病院・診療所、薬局を中心に退院後や通院困難な要介護・要支援高齢者に対して在宅療養上の管理指導を行うもので、利用実績は着実に増加しています。
- 第六期は、医療と介護の連携をいっそう推進していくことから、居宅療養管理指導は要介護・要支援高齢者の今後の在宅療養を支える重要なサービスとして期待されており、利用増を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	2,270	2,423	2,683	2,769 (103)	2,840 (106)	2,974 (111)	3,630 (135)	4,178 (156)
介護予防 居宅療養管理指導	253	273	283	294 (104)	302 (107)	322 (114)	361 (128)	406 (143)
居宅療養管理指導	2,017	2,150	2,400	2,475 (103)	2,538 (106)	2,652 (111)	3,269 (136)	3,772 (157)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

6) 通所介護および介護予防通所介護（デイサービス）

- 通所介護事業所は区立の在宅サービスセンターをはじめ、入浴や食事を提供する事業所や、リハビリに特化した短時間のサービスを提供する事業所など、さまざまなタイプの民間事業所も整備されています。
- 訪問介護と同様に、在宅介護の基本的なサービスとして位置付けられ、運動器の機能向上、栄養改善など在宅生活の継続に欠かせない重度化防止の機能を担っています。高齢者増とともにサービス利用者も増加傾向にあり、機能の強化が求められています。
- 平成 27 年度制度改正にともない、第六期に介護予防給付は地域支援事業に移行しますが、27 年度は移行期間のため一部が予防給付に残ります。

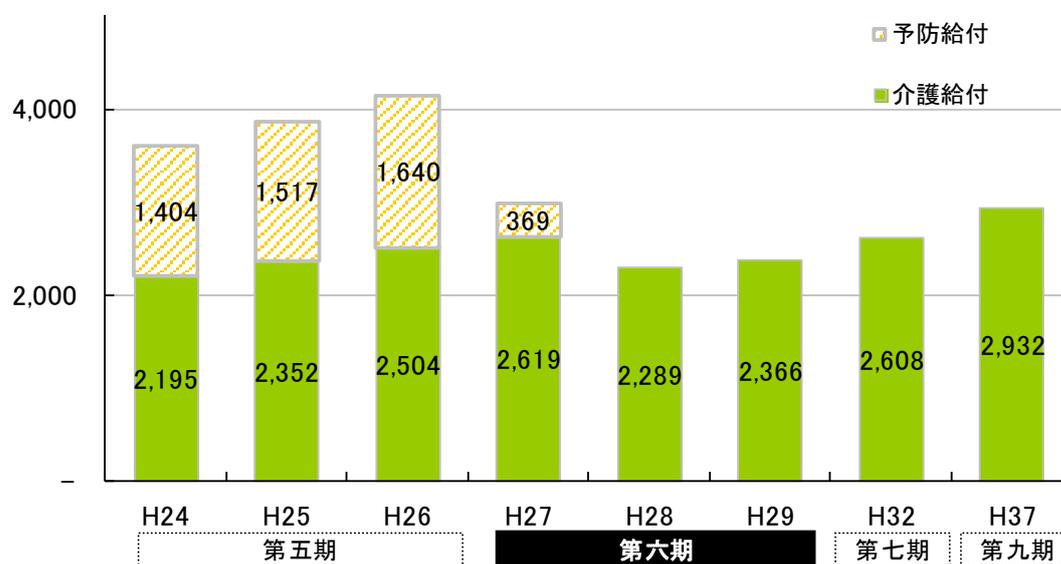
■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	3,599	3,869	4,144	2,988 (72)	2,289 (55)	2,366 (57)	2,608 (63)	2,932 (71)
介護予防 通所介護	1,404	1,517	1,640	369 (23)	(地域支援事業に移行)			
通所介護	2,195	2,352	2,504	2,619 (105)	2,289 (91)	2,366 (95)	2,608 (104)	2,932 (117)

* () は H26 に対する指数

* 24~26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値



7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

- 老人保健施設「ケアセンター南大井」は、区内リハビリテーションの中核拠点として位置付け、在宅復帰や身体機能の維持向上に向けた機能訓練を行い、通所介護と同様、高齢者の在宅生活を支援する重要なサービス基盤となっています。
- 急性期の治療を終え、在宅療養を送る上での回復期リハビリテーションの重要性にかんがみ、一定の利用者増を見込みます。
- 在宅生活の継続や自立支援に向け、ニーズはさらに増加が見込まれるため、ケアセンター南大井を中心として、医療機関などとの連携を強化しつつ、適切なケアマネジメントのもとでのリハビリメニューの充実に努めます。

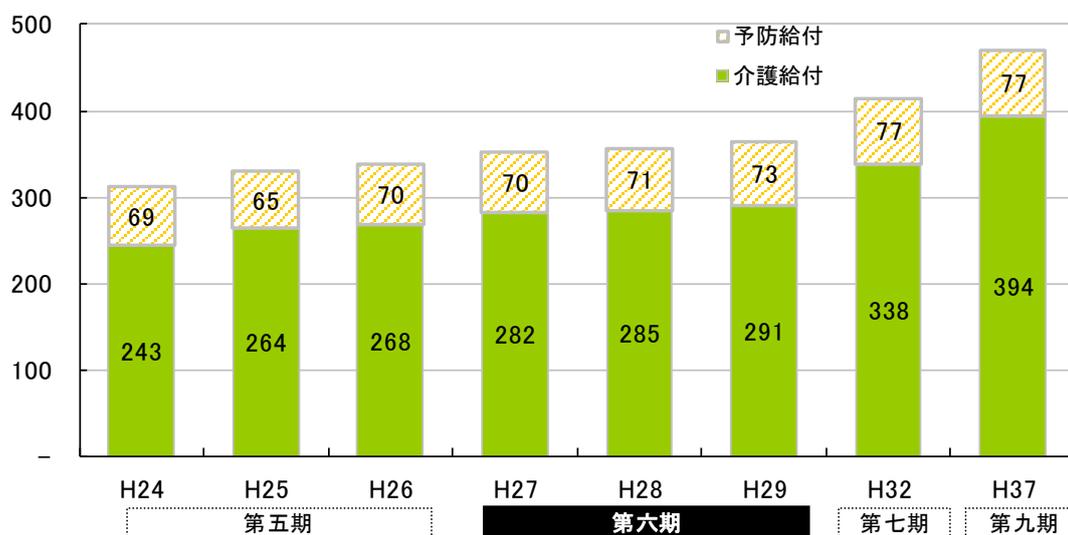
■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	312	329	338	352 (104)	356 (105)	364 (108)	415 (123)	471 (139)
介護予防 通所リハビリ	69	65	70	70 (100)	71 (101)	73 (104)	77 (110)	77 (110)
通所リハビリ	243	264	268	282 (105)	285 (106)	291 (109)	338 (126)	394 (147)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値



8) 短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）

- 区内では第五期までに、特別養護老人ホーム 9 施設と老人保健施設 1 施設に併設して整備されています。
- 心身に起こる障害の重度化や同居親族の高齢化や就労等、ニーズの多様化により、サービス利用日数は増加傾向にあります。医療的なケアを必要とする方の短期入所療養介護が不足していると言われており、基盤整備が課題となっています。
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護については介護給付の増加を見込んでいます。引き続き、特別養護老人ホームの空きベッドの活用を図り、短期入所生活介護の新規整備とともに、在宅介護を支える重要なサービスとして供給量を確保していきます。

■短期入所生活介護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	487	518	501	501 (100)	506 (101)	500 (100)	483 (96)	541 (108)
介護予防 短期入所生活介護	32	32	30	27 (90)	24 (80)	21 (70)	22 (74)	25 (84)
短期入所生活介護	455	486	471	474 (101)	482 (102)	479 (102)	461 (98)	516 (110)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

■短期入所療養介護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	55	53	52	57 (110)	59 (113)	65 (125)	69 (133)	77 (148)
介護予防 短期入所療養介護	2	1	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)
短期入所療養介護	53	52	51	56 (110)	58 (114)	64 (125)	68 (133)	76 (149)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 高齢者の住まいが多様化し、在宅生活が困難になった高齢者の受け皿として第五期までに入居利用者が大きく増加し、介護給付、予防給付ともに著しい伸びを示しています。
- 区内では第五期までに12施設646人（うち地域密着型2カ所、56人）が整備されています。特定施設は区外施設の利用者も多いことから、今後の高齢者増を背景に、介護給付、予防給付とも利用増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	1,257	1,315	1,424	1,472 (103)	1,555 (109)	1,642 (115)	1,949 (137)	2,207 (155)
介護予防特定施設 入居者生活介護	188	195	193	191 (99)	187 (97)	189 (98)	195 (101)	219 (113)
特定施設 入居者生活介護	1,069	1,120	1,231	1,281 (104)	1,368 (111)	1,453 (118)	1,754 (142)	1,988 (161)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 高齢者の増加により、利用者は増加傾向にあります。今後も介護給付、予防給付とも利用者数の増加が見込まれます。
- 高齢者の状態像の把握や福祉用具の必要性の検討、福祉用具の安全性を意識した製品の選択をふまえ、適切なケアマネジメントのもとで、事業者によるサービス計画の策定、定期的な利用者宅の訪問による点検や指導などを通じて適切な利用の普及を図っていきます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	3,159	3,523	3,896	4,181 (107)	4,343 (111)	4,568 (117)	5,362 (138)	6,034 (155)
介護予防 福祉用具貸与	676	821	953	1,044 (110)	1,101 (116)	1,182 (124)	1,311 (138)	1,428 (150)
福祉用具貸与	2,483	2,702	2,943	3,137 (107)	3,242 (110)	3,386 (115)	4,051 (138)	4,606 (157)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

1 1) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- 利用者はおおむね横ばい傾向ですが、高齢者の状態像に応じた製品指定と適切な利用の周知徹底を図っていきます。
- 介護給付、予防給付ともに利用者の微増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	121	115	115	116 (101)	114 (99)	115 (100)	127 (110)	137 (119)
介護予防 特定福祉用具販売	40	34	30	30 (100)	29 (97)	27 (90)	37 (123)	42 (140)
特定福祉用具販売	81	81	85	86 (101)	85 (100)	88 (104)	90 (106)	95 (112)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

1 2) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 高齢者の増加により、利用者は微増傾向にあります。
- 住宅改修アドバイザー派遣制度等を活用し、必要かつ適切な改修内容の事前検証を強化していくとともに、一定の利用者増を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	81	89	88	93 (106)	96 (109)	101 (115)	112 (127)	126 (143)
介護予防 住宅改修	34	36	34	35 (103)	36 (106)	38 (112)	42 (124)	47 (138)
住宅改修	47	53	54	58 (107)	60 (111)	63 (117)	70 (130)	79 (146)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

(3) 地域密着型サービス

1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度から創設されたサービスです。区では 22 年度から国のモデル事業の指定を受けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供体制、効果、提供方法、費用等について検討と実績を重ねてきました。
- これまでの実績から、効果的なサービス提供・随時コールの対応などにより、本人の ADL の向上、介護者の安心感、介護者の負担軽減などが図られるケースがあることが明らかとなりました。
- 区では事業者の負担軽減など効率的な運用のために、地域の訪問介護事業所との連携による独自のサービス提供体制を整備しています。今後も引き続き総合的なサービス提供のあり方を検証していきます。
- 本サービスは「地域包括ケアシステム」の基幹サービスに位置付けられており、今後も重度者対応の必要性から利用者数は増加を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	6	19	38	37 (97)	47 (124)	59 (155)	114 (300)	130 (342)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

2) 夜間対応型訪問介護

- 要介護高齢者を対象に、夜間帯（22 時から翌 6 時）において、定期または居宅内に設置したケアコールに応じて必要によりヘルパーが訪問するサービスです。利用件数は増加傾向にあり、退院直後の身体介護ニーズや要介護 4、5 の高齢者の深夜時間帯の介護ニーズに対応するサービスとして利用されています。
- ケースのニーズを見極め、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護と組み合わせながらサービスを提供していきます。
- 深夜の突発的な介護ニーズや単身高齢者世帯の見守り、安否確認としての機能を重視し、一定の利用者増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
夜間対応型訪問介護	77	83	86	89 (103)	92 (107)	103 (120)	135 (157)	154 (179)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)

- 認知症高齢者を対象にした通所介護サービスで、区内の主要な在宅サービスセンターをはじめ民間事業所により、区内 14 ヶ所でサービスが行われています。
- 認知症に特化した小規模・少人数での個別ケアにより認知症高齢者の在宅生活を支える重要なサービスとなっています。
- 認知症高齢者の増加が顕著なため、一般型通所介護との差別化を図り、利用者にとってより適切な利用をマネジメントしていきます。地域における認知症ケアの拡充を推進する上で重要な介護サービスですが、基盤整備が必要なことから利用者は微増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	281	292	311	313 (101)	320 (103)	325 (105)	350 (113)	399 (128)
介護予防認知症 対応型通所介護	4	8	12	12 (100)	17 (142)	23 (192)	30 (250)	34 (283)
認知症対応型通所 介護	277	284	299	301 (101)	303 (101)	302 (101)	320 (107)	365 (122)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 「通い」を基本として「泊まり」や「訪問」を柔軟に組み合わせながら、高齢者の生活形態や心身状況に応じてきめ細やかなサービスを提供し、在宅介護を支援するサービスです。地域における地域包括ケアの基盤拠点として位置付け、地域全体で認知症高齢者のサポートを図る普及啓発の場としての役割も担います。
- 区では、第五期までに 8 ヶ所が整備されています。地域に密着した新たな在宅介護サービスとして、徐々に効果が認知され利用者が増えています。
- サービスの基本理念と重要性をふまえ、第六期では新たに 1 ヶ所を整備し、利

用者も増加を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	73	86	113	137 (121)	139 (123)	145 (128)	229 (203)	262 (232)
介護予防 小規模多機能型居宅介護	3	1	1	2 (200)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)
小規模多機能型居宅介護	70	85	112	135 (121)	138 (123)	144 (129)	228 (204)	261 (233)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

5) 認知症高齢者グループホームおよび介護予防認知症高齢者グループホーム

- サービス利用者は着実に増加しています。区では、計画的に整備し、認知症高齢者の地域生活を支援してきました。
- 地域における基本的な認知症ケア拠点として位置付け、第五期までに整備済みの 12 ヲ所と合わせ、計 14 ヲ所を整備する予定です。原則として小規模多機能型居宅介護と併設で整備を進めることとします。
- 利用実績、拠点整備の拡充に応じて、利用者増を見込んでいます。地域における認知症ケアの基盤拠点として位置付け、地域全体で認知症高齢者のサポートを図る普及啓発の場としての役割も担います。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
合計件数	130	135	160	220 (138)	238 (149)	255 (159)	286 (179)	337 (211)
介護予防 認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
認知症高齢者グループホーム	130	135	160	220 (138)	238 (149)	255 (159)	286 (179)	337 (211)

* () は H26 に対する指数

* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

6) 地域密着型通所介護

- 平成 27 年度制度改正により、定員 18 人以下のデイサービスは 28 年度より地域密着型通所介護となります。利用実績、拠点の整備状況に応じて、利用者増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
地域密着型通所介護 (仮称)	-	-	-	-	375	389	434	488

* 28 年度創設予定サービス

7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 定員 29 人以下の小規模の有料老人ホームやケアハウスとして、現在 2 ヶ所が整備されています。そのうち、旧都南病院跡地に開設したケアホーム東大井はケアハウス制度を活用した施設となっています。
- 区内 2 ヶ所の施設の稼働により、安定した利用増が見込まれます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
地域密着型 特定施設入居者生活介護	48	48	50	59 (118)	59 (118)	59 (118)	70 (140)	81 (162)

* () は H26 に対する指数

* 24~26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

8) 地域密着型特別養護老人ホーム

- 地域密着型特別養護老人ホームは、従来の特養と比べて定員を少なくすることで、より地域に密着したサービス拠点となるよう、平成 26 年 12 月に杜松小学校跡に 1 ヶ所 (定員 29 人) を整備しました。
- 本施設の実績をふまえ、今後の整備について検討していきます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
地域密着型 特別養護老人ホーム	0	0	0	29	29	29	34	38

* 24~26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

9) 看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）

- 看護小規模多機能型居宅介護は、平成 24 年度に「複合型サービス」として創設された小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを一体で提供するサービスです。
- 一つの事業所が介護と看護のサービスを提供することができるため、柔軟なサービス提供が可能になると期待されていますが、利用者と事業者の双方のメリットや、実際のサービス提供の体制や方法等が明確ではないことから、第六期においてはサービス提供を見込んでいません。制度や普及の動向をみながら、今後検討していきます。

(4) 市町村特別給付

- 市町村特別給付とは、要支援・要介護と認定された被保険者を対象に、保険者が介護サービス（予防を含む）とは別の独自サービスを第 1 号被保険者の保険料を財源として行う給付（介護保険法第 62 条に規定）です。
- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援しています。
- 区では介護予防、重度化予防の観点から、平成 15 年度からリハビリサービス特別給付を市町村特別給付として実施してきましたが、平成 27 年度制度改正をふまえつつ、給付実績や利用者ニーズ等を検討した結果、一般介護予防事業として実施することとします。
- その他、平成 21 年度から、要支援者を中心とした身近な医療機関への通院介助や夜間の安心を確保するための夜間対応サービスなどを創設し、実施してきました。下記の 3 つの市町村特別給付については、地域包括ケアシステムの理念のもとで、適切なケアマネジメントに基づき、第六期においても継続することとし、在宅介護を支援していきます。

■市町村特別給付の事業

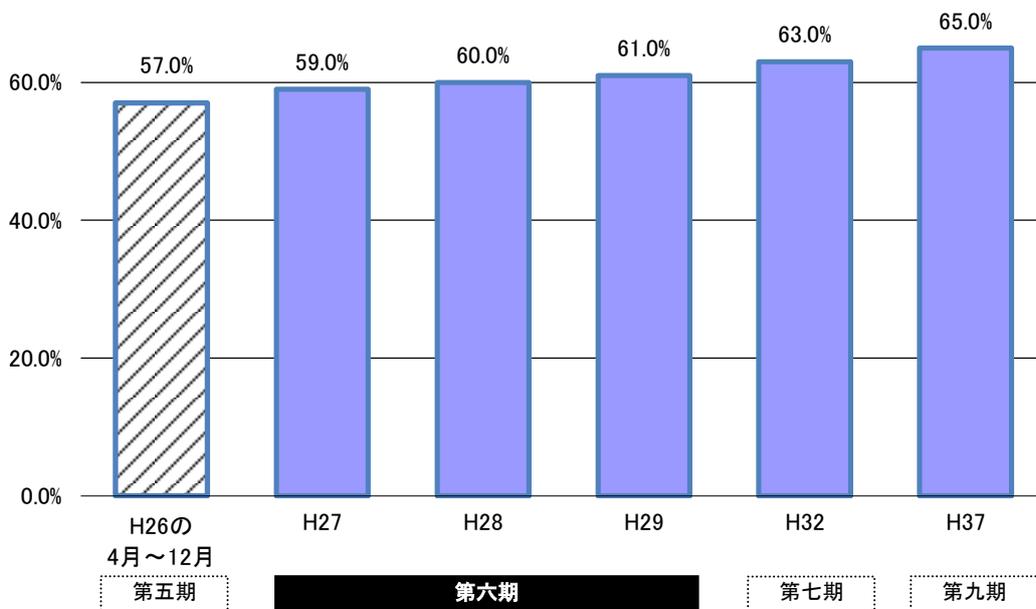
① 要支援者夜間対応サービス特別給付（平成 21 年度から創設）
② 通院等外出介助サービス特別給付（平成 21 年度から創設）
③ 地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付(平成 21 年度から創設)

(5) 在宅サービスの利用率

- 区では在宅介護支援システムを活用し、高齢者の心身状況や家庭環境に応じたサービス提供を行ってきました。今後も、在宅介護支援センターを中心とした適切なケアプラン作成を通じて効率的なサービス提供を図っていきます。
- 第六期の「在宅サービス利用率※」は、第五期までの実績、制度改正等をふまえ、以下のとおり見込んでいます。なお、平成27年度制度改正により介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行し、保険給付限度額管理の対象外となるため、第六期以降の見込みは要介護認定者のみを対象としています

■ 在宅サービス利用率の実績と見込み（要介護認定者のみ）

	第五期	第六期			第七期	第九期
	H26	H27	H28	H29	H32	H37
利用率	57.0%	59.0%	60.0%	61.0%	63.0%	65.0%



* 26年度は、4月～12月末実績値。27年度以降は見込み値。

＝参考＝ 第五期の要介護度別に見るサービス利用率

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
H24	45.8%	43.0%	46.5%	54.4%	57.7%	64.6%	69.9%
H25	46.0%	42.5%	46.5%	54.8%	57.5%	63.9%	67.8%
H26	46.2%	43.3%	46.8%	56.3%	61.0%	65.1%	69.5%

* 24、25年度は実績値、26年度は3月から10月給付分までの平均値

※「在宅サービス利用率」とは、在宅介護高齢者の介護度に応じた保険給付限度額に対する訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与、短期入所、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の介護給付の実際に供給されるサービス量の割合

(6) 施設サービス

- 特別養護老人ホームについては、昭和50年代以降、計画的な建設構想のもとで、第五期までに9カ所（682床、地域密着型1カ所を含む）を整備しました。第六期は荏原第3地区（100人定員）と大崎第1地区（102人定員）に各1施設を整備します。
- 老人保健施設については、平成12年5月に開設したケアセンター南大井（100人定員）を区内の基幹リハビリテーション拠点に位置付けてきました。
- 在宅重視の観点から、リハビリテーション機能の一層の強化が求められており、これまでの実績をふまえ、一定程度の利用増を見込んでいる他、平成30年度（予定）には品川第1地区に定員100人程度の老人保健施設を新規に整備します。
- 介護療養型医療施設は、平成29年度末での制度廃止、転換施設への移行などを見据え、老人保健施設や特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等への移行を考慮し、段階的な利用減を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
特別養護老人ホーム	936	961	964	1,020 (106)	1,163 (121)	1,241 (129)	1,437 (149)	1,644 (171)
介護老人保健施設	702	677	646	676 (105)	706 (109)	757 (117)	874 (135)	1,001 (155)
介護療養型医療施設	214	213	200	194 (97)	188 (94)	182 (91)	182 (91)	182 (91)

*（ ）は H26 に対する指数

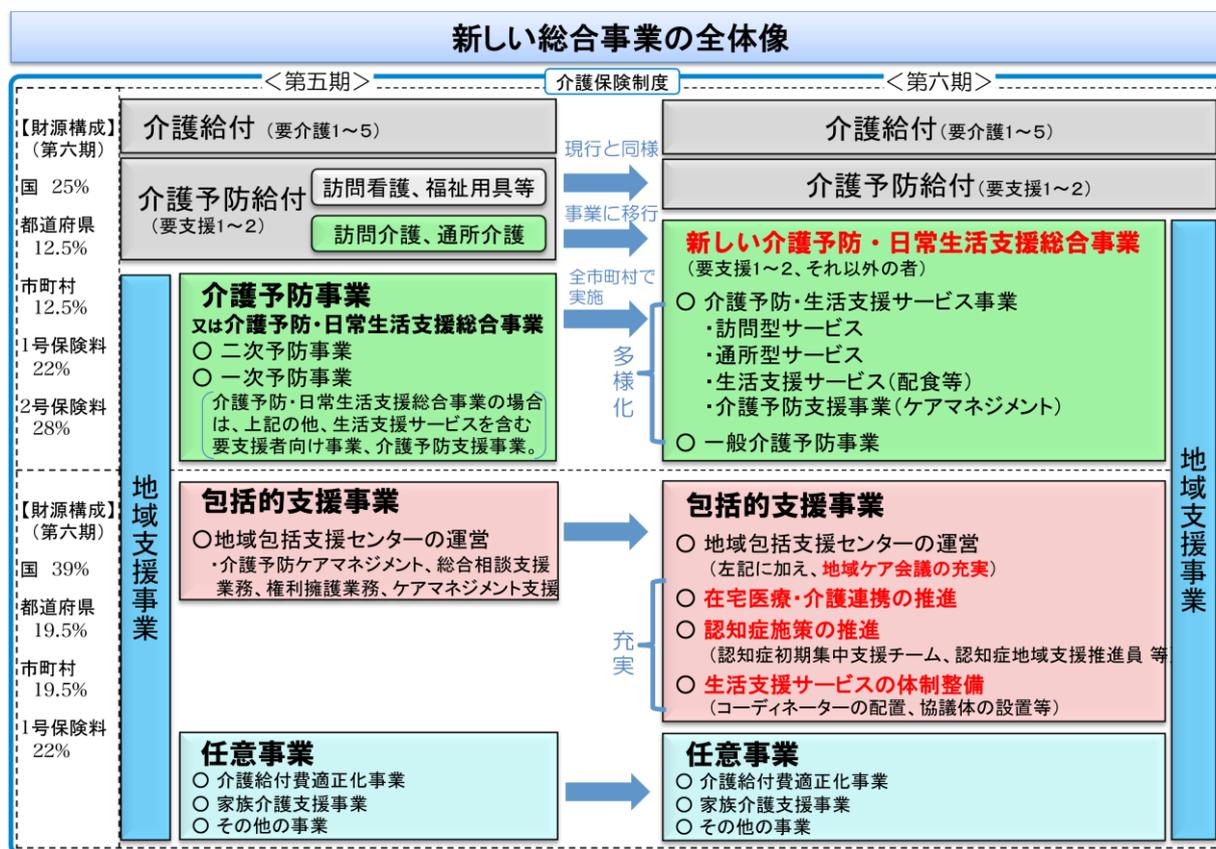
* 24～26 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

* 介護療養型医療施設の 32 年度、37 年度は転換施設

3. 地域支援事業について

- 地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業 の3事業で構成されています。
- 平成27年度制度改正により、第五期までの一次予防事業、二次予防事業と介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行して、新しい介護予防・日常生活支援総合事業となります。
- 地域支援事業は、要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を安心して営むことができるよう支援することや、介護者の支援のほか介護保険制度を安定的に維持するためのさまざまな事業を、区市町村が地域の実情に応じて実施することができます。
- 地域支援事業の財源の一部には介護保険料が充当されますが、平成27年度制度改正より財源構成が変わります。区は、制度改正の動向、第五期までの介護保険制度の運営実績、区民のニーズ、地域の社会資源にかんがみながら、地域支援事業を企画・運営していきます。

■平成27年度制度改正後の新しい地域支援事業の枠組み



(資料) 厚生労働省平成27年2月18日事務連絡(一部修正)

- 平成 27 年度以降、地域支援事業の上限額は「新しい総合事業（新上限①）」と「包括的支援事業・任意事業（新上限②）」の2つの区分で設定されます。上限額は下表のとおり見込んでいます。
- 平成 27 年度制度改正では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や、消費税財源を活用した地域支援事業の充実および新しい基金（介護分）が創設されるなど、市町村が取り組むことができる事業の拡大が見込まれます。これまでの地域支援事業（任意事業）のあり方を含め検討し、第六期に事業の見直しを行います。

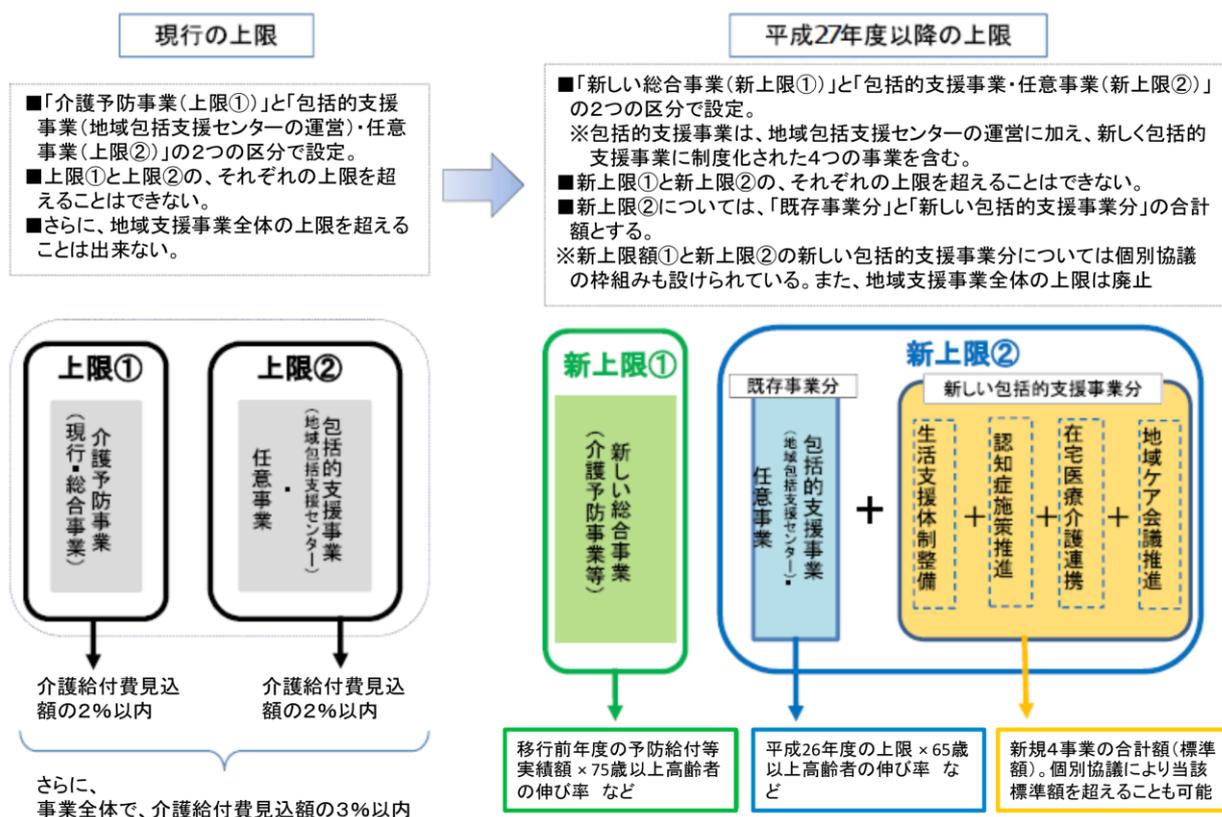
（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新しい総合事業（新上限①）	1,082,988	1,107,917	1,137,935
包括的支援事業・任意事業（新上限②）	405,871	417,627	427,274

■平成 27 年度制度改正後の地域支援事業の上限

制度改正後の地域支援事業の上限（平成27年度以降の全体像）

地域支援事業は法律及び政令に規定される上限額の範囲内で、市町村が事業を実施することとされている。平成27年度以降は、新しい総合事業及び新しい包括的支援事業の創設に伴い、上限の取扱いを見直す。

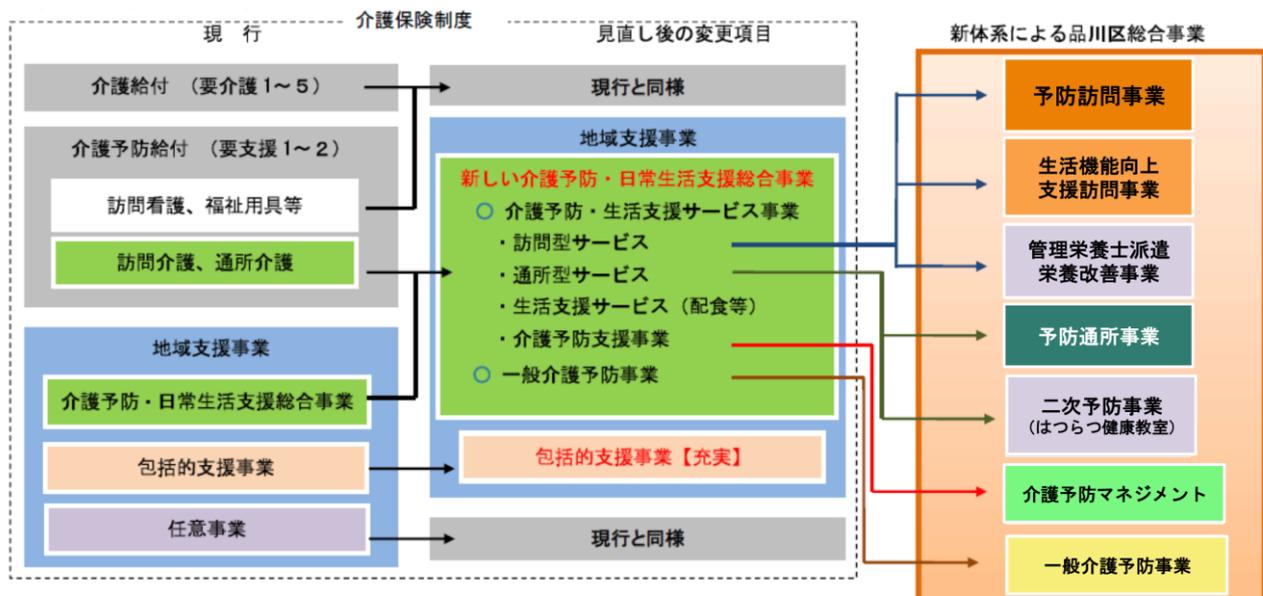


（資料）厚生労働省平成 27 年 2 月 18 日事務連絡

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

- 平成 27 年度制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業は自立高齢者から要支援高齢者まで多様なニーズに対応して、多様なサービスを地域特性に応じて提供するしくみとなります。
- すでに区では平成 24 年度から予防事業に加え、要支援と非該当を行き来する場合でも継続して日常生活を支援するための事業を実施しています。
- 適切な介護予防マネジメントの実施、さまざまな介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、認定にいたらない高齢者の増加、重度化予防を推進します。
- 要介護認定を受けていなくても、要支援者に相当する状態で、このサービスを利用することで在宅生活が可能となる場合には、総合事業対象者としてサービスを利用することができます。
- 第六期は、これまで介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用していた要支援者が円滑に新しい介護予防・日常生活支援総合事業に切り替わることを優先し、事業の充実についても検討をしていきます。

■品川区の総合事業移行のイメージ



(2) 包括的支援事業

- 平成 27 年度制度改正により、包括的支援事業にはこれまでの地域包括支援センターの役割と機能の強化に加え、生活支援体制整備、認知症施策推進、在宅医療介護連携、地域ケア会議推進の 4 事業が追加されました。
- 地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みをより一層強化するため、これまで行ってきた事業の再編を含め、事業のあり方を検討していきます。
→「第三章プロジェクト 4、6」参照

(3) 任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他事業の 3 つから構成され、介護給付の適正化を中心として被保険者や家族介護者に対する必要な支援を行っています。
- 区では、すでに多くの事業に取り組んでいますが、今後も創意工夫しながら多様な事業を展開していきます。
→「第三章プロジェクト 3、4、5」参照

4. 介護保険にかかる事業費の見込みと保険料

(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み

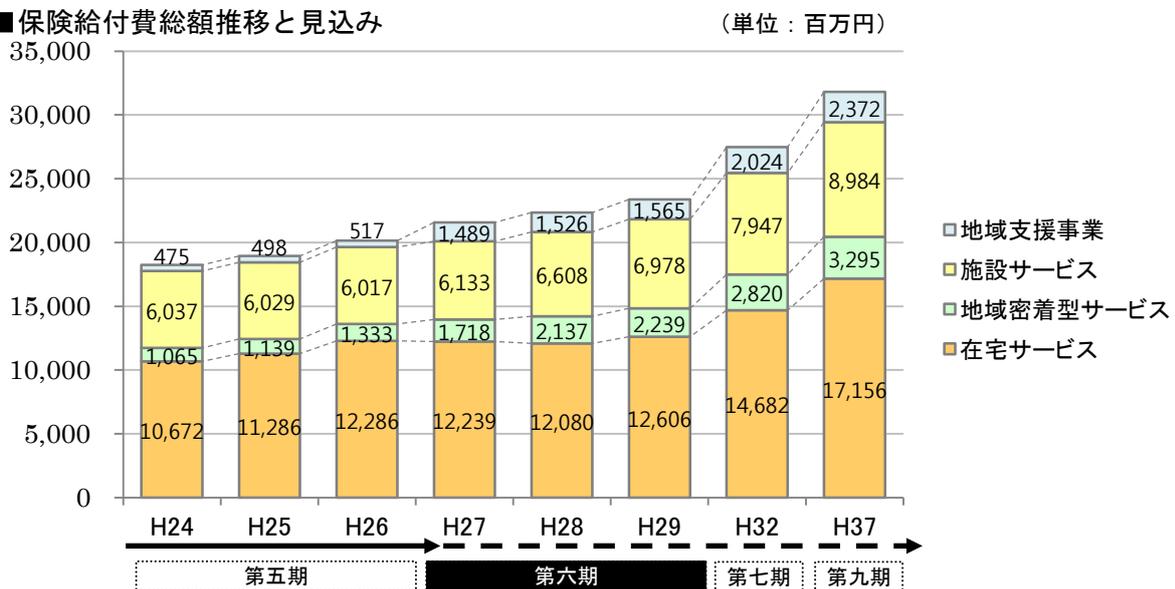
1) 第六期の保険給付費の見込み

- サービス量等の見込みから、平成27年度以降の保険給付費は、下表のとおり推計しています。37年度の介護保険給付費は、26年度の約1.6倍まで増加すると見込んでいます。

(単位:百万円)	第五期			第六期			第七期	第九期
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
保険給付費 総額	18,695	19,375	20,616	21,035	21,777	22,813	26,604	30,783
(対前年比)	(108)	(104)	(105)	(102)	(104)	(105)	(-)	(-)
1. 在宅サービス 計	10,672	11,286	12,286	12,239	12,080	12,606	14,682	17,156
予防給付費	1,430	1,521	1,656	775	626	661	752	848
介護給付費	9,242	9,765	10,630	11,464	11,454	11,945	13,930	16,308
2. 市町村特別給付 計	25	25	26	12	13	13	16	20
3. 地域密着型サービス 計	1,065	1,139	1,333	1,718	2,137	2,239	2,820	3,295
予防給付費	4	5	4	11	13	16	18	20
介護給付費	1,061	1,134	1,329	1,706	2,124	2,223	2,802	3,275
4. 施設サービス	6,037	6,029	6,017	6,133	6,608	6,978	7,947	8,984
5. その他	896	896	954	933	940	978	1,139	1,328
高額介護サービス費等	428	416	472	490	522	557	653	765
特定入所者サービス費	468	480	482	443	418	421	486	563
地域支援事業	475	498	517	1,489	1,526	1,565	2,024	2,372
合計(保険給付費+地域支援事業)	19,170	19,873	21,133	22,524	23,303	24,378	28,628	33,155

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

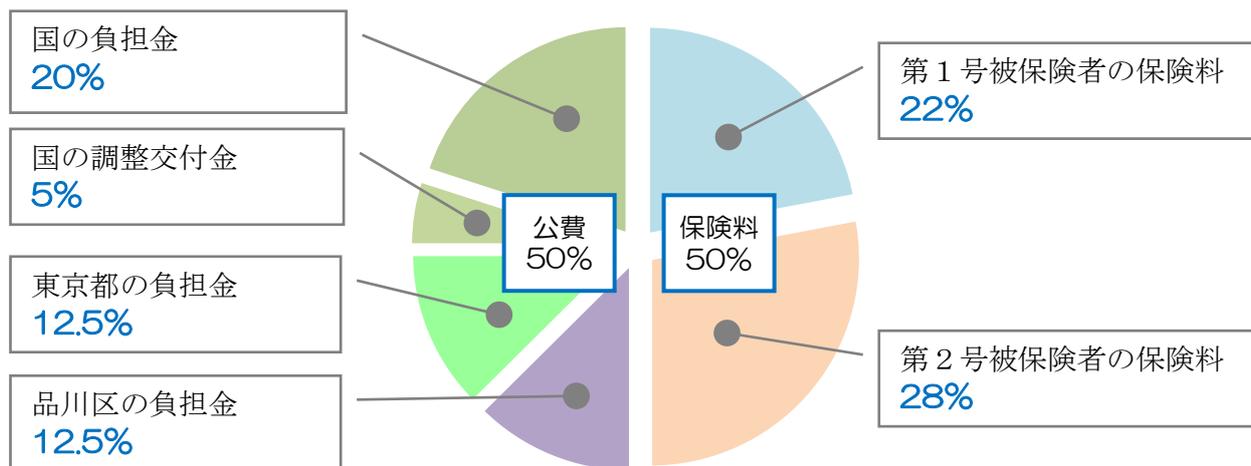
■ 保険給付費総額推移と見込み



(2) 介護保険にかかる事業費の財源内訳

保険給付費は、区、国、東京都の負担する公費と保険料により賄われます。第六期は第1号被保険者（65歳以上）の保険料は第五期までの21%から22%に、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は29%から28%に変更になります。

また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。



*介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国20%、都17.5%の割合となる。

*地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国39%、都19.5%、区19.5%、第1号被保険者の保険料22%となる。

(3) 第1号被保険者の保険料基準額と介護給付費準備基金等の活用

品川区では、ケアプランチェック、事業者の指導監査、給付費通知とモニタリングアンケート調査の実施によるサービス評価など、さまざまな介護給付の適正化策に取り組んでいますが、高齢者数と認定者数の増加に加え、利用率の増加等により、さらに給付の増加が見込まれます。

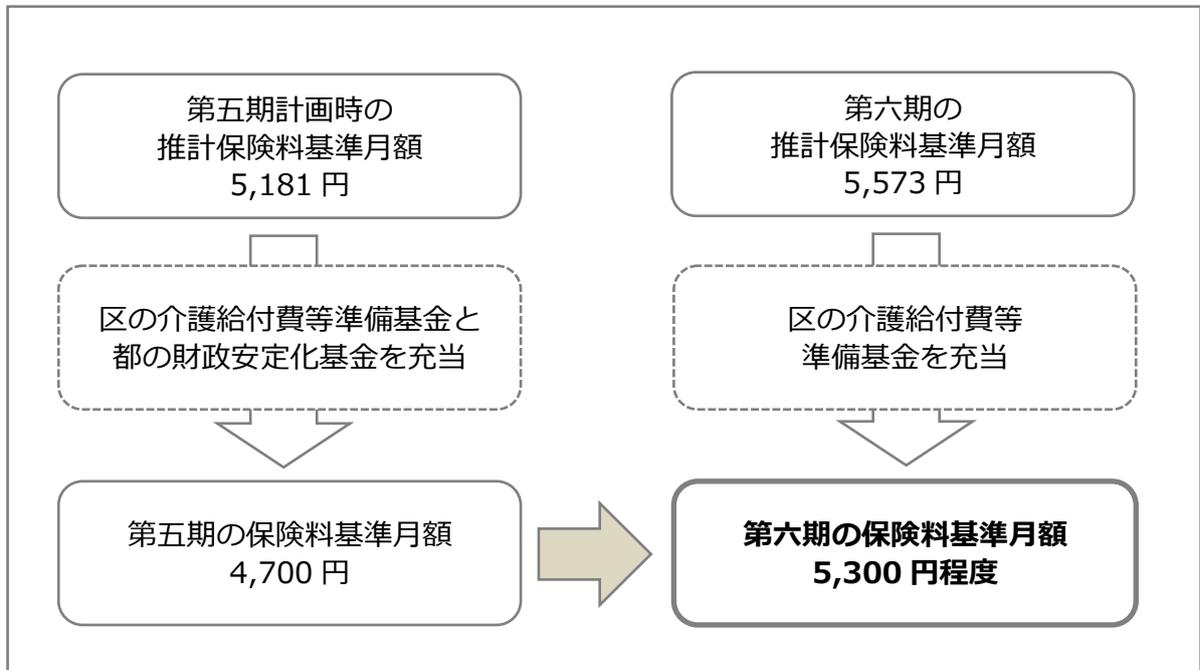
第五期までの保険給付の実績をふまえ、平成27年度から29年度の3年間に見込まれる前記「(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み」から、第六期における保険料基準額は、月額5,573円と推計されます。

第六期に実際にご負担をいただく保険料基準額は、区の介護給付等準備基金を充当し、月額5,300円を見込んでいます。なお、介護給付費等準備基金の取り崩し後の残金は、大規模災害やその他の不測の事態にも給付を円滑に行うことができるよう準備基金として留保します。

また、高齢者数と認定者数、介護給付費がこのままのペースで増加すると、保険料基準額は平成32年度には月額6,500～7,000円、平成37年度には月額8,000～9,000

円と推計されており、適切な介護保険制度運営のために給付の適正化、介護予防の推進など、より一層の取り組みが必要になります。

■ 第五期と第六期の介護保険料の比較



■ 介護保険料の推移

	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	H32 第七期	H37 第九期
品川区	3,300円	3,300円	3,900円	3,900円	4,700円	5,300円	6,500～ 7,000円	8,000～ 9,000円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	-	-	-
23区平均	3,048円	3,304円	4,157円	4,105円	5,133円	-	-	-

* H32 と H37 の保険料推計では、準備基金の投入を考慮していない。

■第六期介護保険料について（第五期との比較）

第五期(H24～H26)				第六期(H27～H29)			
段階	対象者	保険料率	年額 (月額)	段階	対象者	保険料率	年額 (月額)
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	22,560 (1,880)	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	25,440 (2,120)
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.40	22,560 (1,880)	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.40	25,440 (2,120)
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	31,020 (2,585)	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	34,980 (2,915)
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70	39,480 (3,290)	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70	44,520 (3,710)
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	47,940 (3,995)	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	54,060 (4,505)
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	56,400 (4,700)	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	63,600 (5,300)
7	区民税課税かつ合計所得金額125万円以下	1.10	62,040 (5,170)	7	区民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.05	66,780 (5,565)
8	区民税課税かつ合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25	70,500 (5,875)	8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	1.20	76,320 (6,360)
9	区民税課税かつ合計所得金額190万円以上300万円未満	1.45	81,780 (6,815)	9	区民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	1.40	89,040 (7,420)
10	区民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満	1.70	95,880 (7,990)	10	区民税課税かつ合計所得金額290万円以上500万円未満	1.65	104,940 (8,745)
11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満	2.00	112,800 (9,400)	11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満	1.95	124,020 (10,335)
12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上2,000万円未満	2.35	132,540 (11,045)	12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満	2.15	136,740 (11,395)
				13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満	2.35	149,460 (12,455)
13	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上	2.80	157,920 (13,160)	14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上	2.80	178,080 (14,840)

※第六期の保険料率と年額は平成27年4月時点（公費による軽減を反映済み）のものであり、国の保険料軽減策等により、今後変更となる可能性がある。

(4) 負担の公平化と介護保険料の軽減措置

- 保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、第五期の 13 段階から 14 段階とし、合わせて各段階の料率を見直し、負担の公平化を図ります。
- 保険料の上昇にともない、国は消費税を財源とする公費を投入し、低所得者の負担を軽減することにしていきます。平成 27 年度、28 年度は第 1 段階と第 2 段階を対象とし、平成 29 年度からは第 1～第 4 段階に拡大する予定です。
- さらに、区では、低所得者層の負担軽減を図るため、上記の国の低所得者対策に加えて、下記の軽減措置を設けています。
- 軽減対象は、下記のすべての要件を満たすことが必要です。被保険者からの申請に基づき、個別に審査し決定します。
 - ・ 第 1 号被保険者で、介護保険料の段階が第 3 段階または第 4 段階であること。
 - ・ 賦課期日現在の世帯の収入額合計が一人世帯で 120 万円（1 人増えるごとに 60 万円を加算）以下であること。
 - ・ 資産（300 万円以上の預貯金、居住用以外の土地・家屋）を持っていないこと。
 - ・ 区民税が課税されている人と生計を共にしていないこと、区民税を課税されている人に扶養されていないこと。
- 軽減内容
 - ・ 第 3 段階の保険料（基準額の 55%）もしくは第 4 段階の保険料（基準額の 70%）を第 2 段階（基準額の 40%）の保険料額へ減額します。